

全日本畳事業協同組合 インボイス制度講習会

2023年3月3日(金)

# 『インボイス制度について』

---

公認会計士佐久間会計事務所

公認会計士・税理士 佐久間 基

## 目次

- ① 消費税の仕組みとインボイス制度の概要
- ② 免税事業者の対応方針
- ③ 令和5年度税制改正案に盛り込まれた負担軽減措置
- ④ 課税事業者である場合のポイント
- ⑤ その他（電子帳簿保存法関連など）

## 消費税とは

- > 商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- > 最終的に商品等を消費し、又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。

### 消費税の負担と納付の流れ



出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」

## 消費税額の計算方法等

> 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「仕入税額控除」といいます。）計算します<sup>※</sup>。

○ 仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の要件を満たす必要があります。

※ 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択できます（事前に届出書の提出が必要です。）。

[参考] 納付税額は、国税の消費税額と、その消費税額から計算した地方消費税額を合計した金額です。

### 計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額}^{\ast} (\text{売上税額}) - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}^{\ast} (\text{仕入税額})$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

↓  
仕入税額控除

### 仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	〔区分記載請求書等保存方式と同様〕
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書（インボイス）等の保存

ここが  
変わります

出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」

### 適格請求書保存方式とは

#### > 仕入税額控除の方式

- 買手が仕入税額控除を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要となる。
- 内容によっては、買手が作成した一定の要件を満たした仕入明細書等も対象となる。

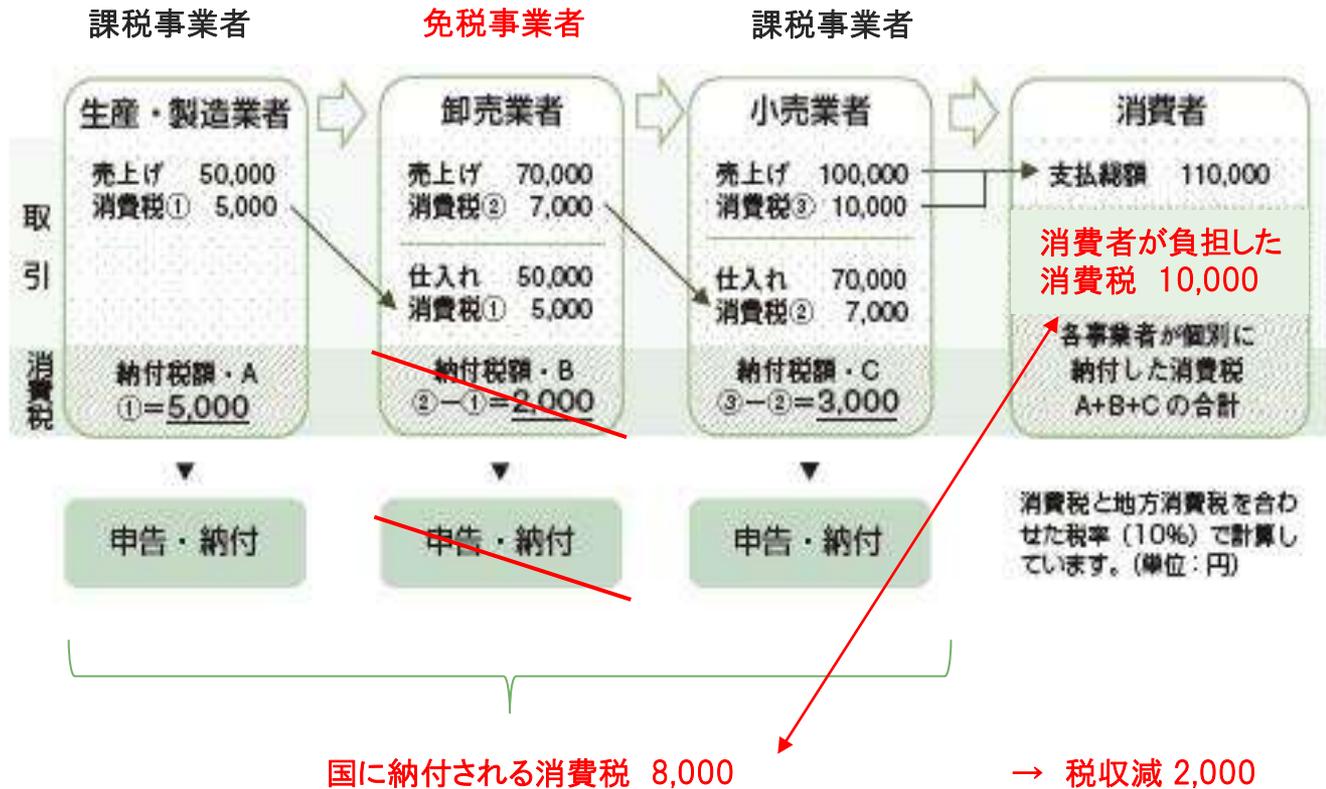
### 開始時期

- > 令和5年10月1日

### 適格請求書(インボイス)とは

- > 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいう。
  - 請求書、納品書、領収書、レシート、等 その名称は問わない。
  - 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録(適格請求書の記載事項を記録した電子データ)を提供することも可能。
- > 適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られる。
  - 消費税の課税事業者が登録を受けることができる。
    - ※ 登録を受けていない事業者であっても、適格請求書でない請求書は発行可能。
    - ※ 登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられている。

参考: 国税庁「適格請求書等保存方式の概要」



国税庁「適格請求書等保存方式の概要」中の  
図表を加工し、当職にて作成

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び  
**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額  
（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等\***
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事株式会社  
登録番号 T 012345...

例○○御中 ← ⑥

11月分 131,200円 ① ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④ \* 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び  
**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額  
（税抜き又は税込み）
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等\*又は適用税率**

② XX年11月30日

スーパー○○  
東京都...  
登録番号 T 123456... ①

③ 領収書

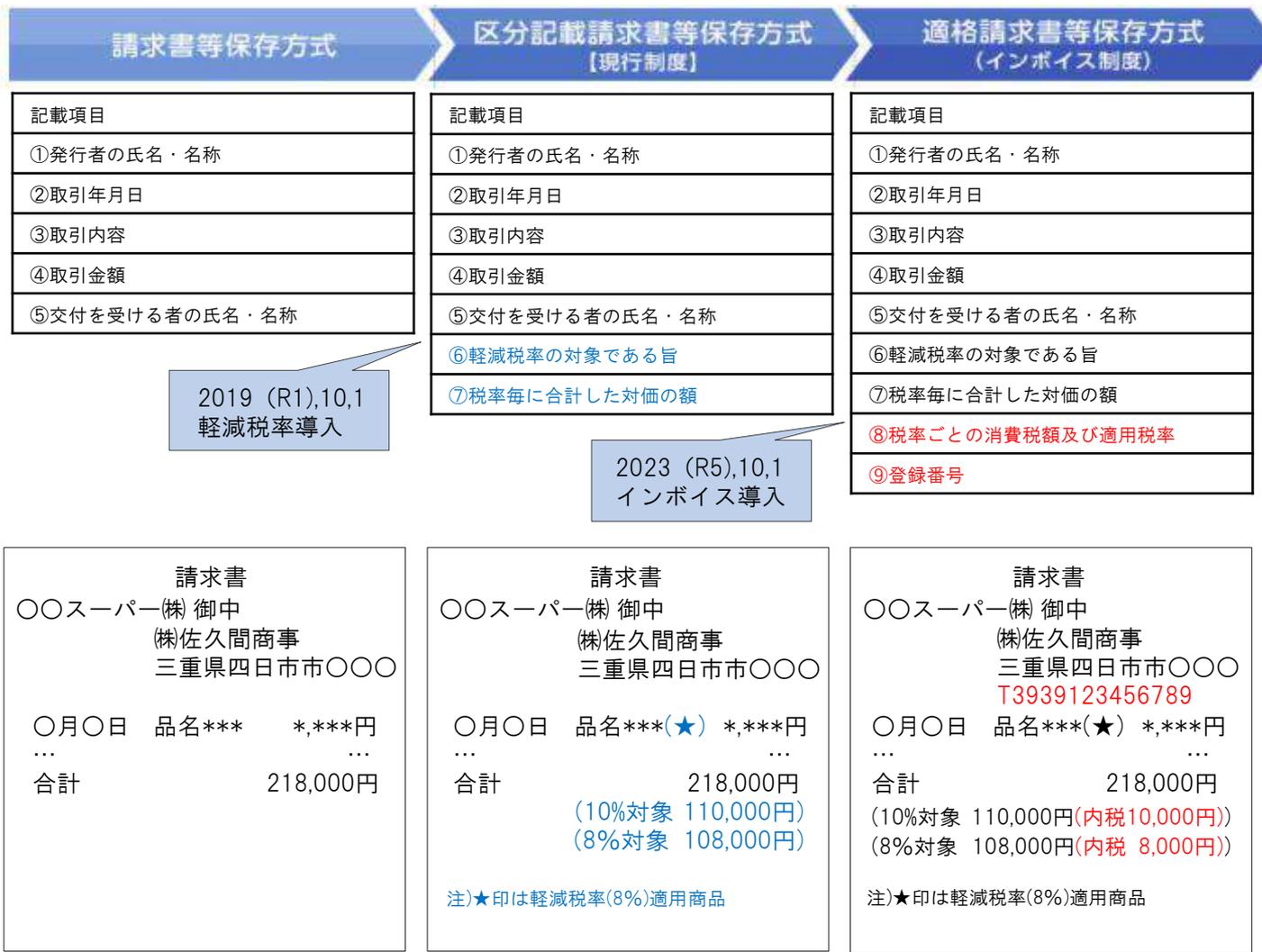
ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
内 消費税額		¥24
内 消費税額		50

④ お預り ¥1,000  
お釣 ¥126

⑤ \* 軽減税率対象

⑤ 適用税率又は消費税額等の  
どちらかを記載  
※両方記載することも可能

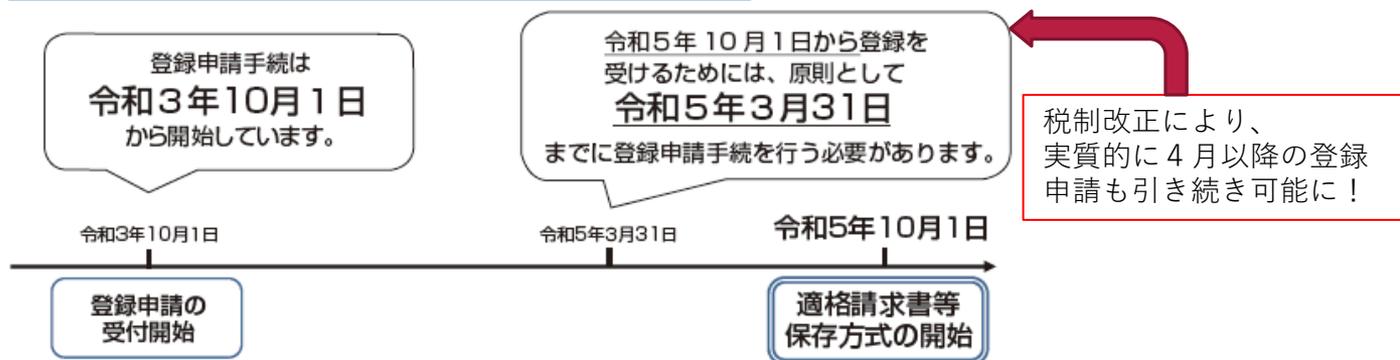
出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」



### 適格請求書発行事業者になる（登録を受ける）には

- > 適格請求書発行事業者の登録申請が必要です。
- > 登録は課税事業者が受けることができます。登録を受けなければ適格請求書を交付できません。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
- > 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。
  - ① 通知される登録番号の構成は、次のとおりです。
    - 法人番号を有する課税事業者は、T+法人番号
    - 上記以外の課税事業者（個人事業者及び人格のない社団等）は、T+13桁の数字
  - ② e-Taxで登録申請し、登録通知について電子データでの通知（電子通知）を希望した場合は、電子データで登録通知が送信されます。その他の場合は、税務署から登録通知書が郵送されます。
  - ③ 公表事項は、国税庁適格請求書発行事業者公表サイトで確認することができます。

### 登録申請のスケジュール



出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」

https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/index.html

The screenshot shows a web browser window displaying the homepage of the Japanese Tax Authority's Qualified Invoice Issuer Registration Information Site. The page title is "インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト" (Invoice System Qualified Invoice Issuer Registration Information Site). The navigation menu includes "ホーム (登録番号を検索)" (Home (Search by Registration Number)), "お知らせ" (Notice), "ご利用ガイド" (User Guide), "ダウンロード Web-API" (Download Web-API), "登録番号とは" (What is the Registration Number), and "よくある質問" (Frequently Asked Questions). A prominent red-bordered box contains a "重要なお知らせ" (Important Notice) regarding the registration process. Below this, there is a search section titled "登録番号を検索する" (Search by Registration Number) with instructions on how to use the search function. At the bottom, there is a search input field with the text "T 1234567890123" and "0桁" (0 digits).

国税庁 インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト

本文へ 閲覧支援ツール (音声読み上げ) サイトマップ

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく

ホーム (登録番号を検索) お知らせ ご利用ガイド ダウンロード Web-API 登録番号とは よくある質問

**🔊 重要なお知らせ**

登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでの期間については、登録申請書の提出状況などにより異なります。現在の通知までの期間の目安については、[こちら](#)でご案内しております。

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。 [法人番号を検索したい場合はこちら](#) >

**🔍 登録番号を検索する**

登録番号 ("T"を除く13桁の半角数字) を入力して「検索」ボタンを押すと、検索結果が表示されます。一度に10件まで検索することができます。

検索方法について調べたい場合は、「ご利用方法について」を押してください。

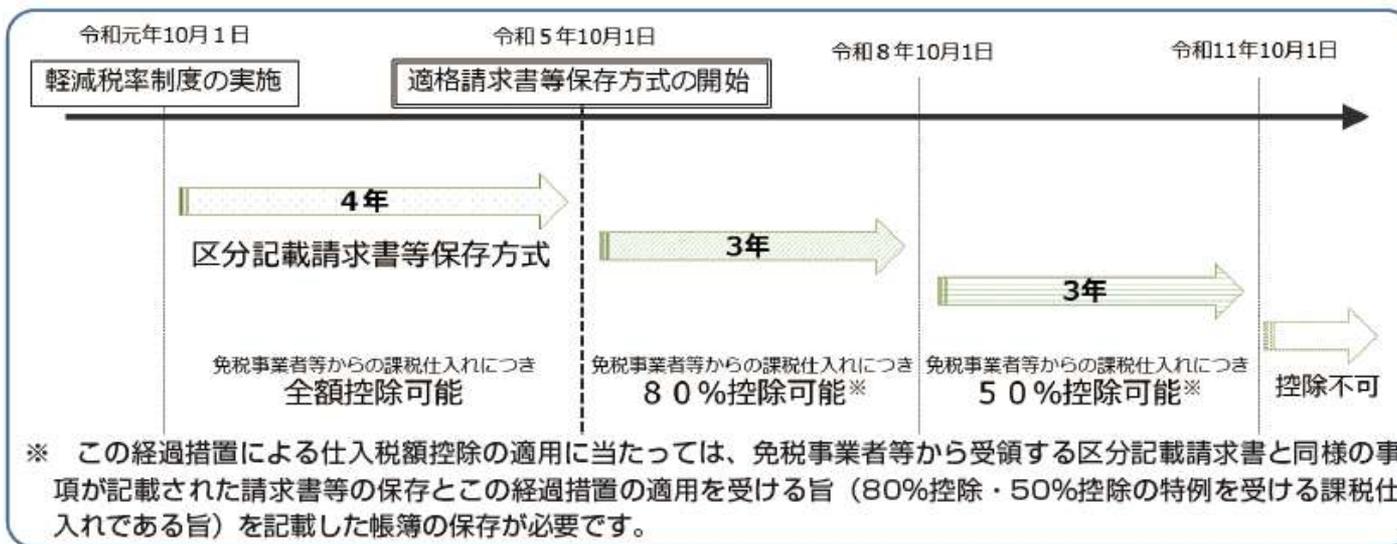
> [ご利用方法について](#)

登録番号

T 1234567890123 0桁

## 免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入は、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入についても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」

## 現在免税事業者の場合 ……

インボイス制度開始後も免税事業者のままであることで、結果的に取引上不利になる可能性も

## 検討対象となる選択肢

### > インボイス発行事業者になる（+ 簡易課税を選択）

- インボイス発行事業者になることで、取引価格見直しなどの可能性を防ぐ
- 簡易課税の場合は、課税売上高から消費税額を計算することから、インボイス等の保存が仕入税額控除の要件とされない（後述の「2割特例」の適用も要考慮）。
- インボイスの発行義務、消費税の申告納税義務が生じることに。  
（例えば、免税事業者が制度開始日（R5.10.1）からインボイス発行事業者になる場合、R5.10.1以降は課税事業者となり、基準期間の課税売上高にかかわらず消費税の申告が必要になる。）

### > 免税事業者で変わらず

- 消費税の申告納税義務は引き続き無し。
- 上述のリスク（取引価格の見直しなど）が顕在化する可能性。

⇒ 上記の損得を比較衡量した上で判断していく必要性

## 【(1) 現状（消費税の免税事業者）】

当社 (免税事業者)			取引先 (課税事業者)	
税込売上	110,000	←	税込支払額	110,000
[お金の収支]				
取引先からの収入	110,000		当社へ支払	△ 110,000
消費税納税	0		消費税申告(仕入税額控除)	10,000
手取り	110,000	⇔	差引収支	△ 100,000

## 【(2) 今後 — インボイス発行事業者の登録を受けた場合】

当社 (課税事業者)			取引先 (課税事業者)	
税抜	100,000		税抜	100,000
消費税	10,000		消費税	10,000
税込売上	110,000	←	税込支払額	110,000

## [お金の収支]

取引先からの収入	110,000		当社へ支払	△ 110,000
消費税納税	△ 10,000		消費税申告(仕入税額控除)	10,000
手取り	100,000	⇔	差引収支	△ 100,000

【(3) 今後 — インボイス発行事業者の登録を受けない場合で、かつ、単価見直しをされなかった場合】

当社 (免税事業者)			取引先 (課税事業者)	
売上	110,000	←	支払額	110,000

[お金の収支]

取引先からの収入	110,000		当社へ支払	△ 110,000
消費税納税	0		消費税申告(仕入税額控除)	0
手取り	110,000	↔	差引収支	△ 110,000

(☆) 当社がインボイス発行事業者でないため、取引先は消費税の控除を受けることができない。  
(経過措置により、制度開始後6年間は一定割合を控除可能)

【(4) 今後 — インボイス発行事業者の登録を受けない場合で、かつ、単価見直し(取引価格の引下げ)がなされた場合】

当社 (免税事業者)			取引先 (課税事業者)	
売上	100,000	←	支払額	100,000

[お金の収支]

取引先からの収入	100,000		当社へ支払	△ 100,000
消費税納税	0		消費税申告(仕入税額控除)	0 (☆)
手取り	100,000	⇔	差引収支	△ 100,000

(☆) 当社がインボイス発行事業者でないため、取引先は消費税の控除を受けることができない。  
(経過措置により、制度開始後6年間は一定割合を控除可能)

① 顧客(取引先)が個人(一般消費者)メインの場合

- 一般消費者の場合は、通常インボイスを必要としない
- 100%一般消費者向けの取引か？あるいは、一部、法人(課税事業者)との取引があるか？

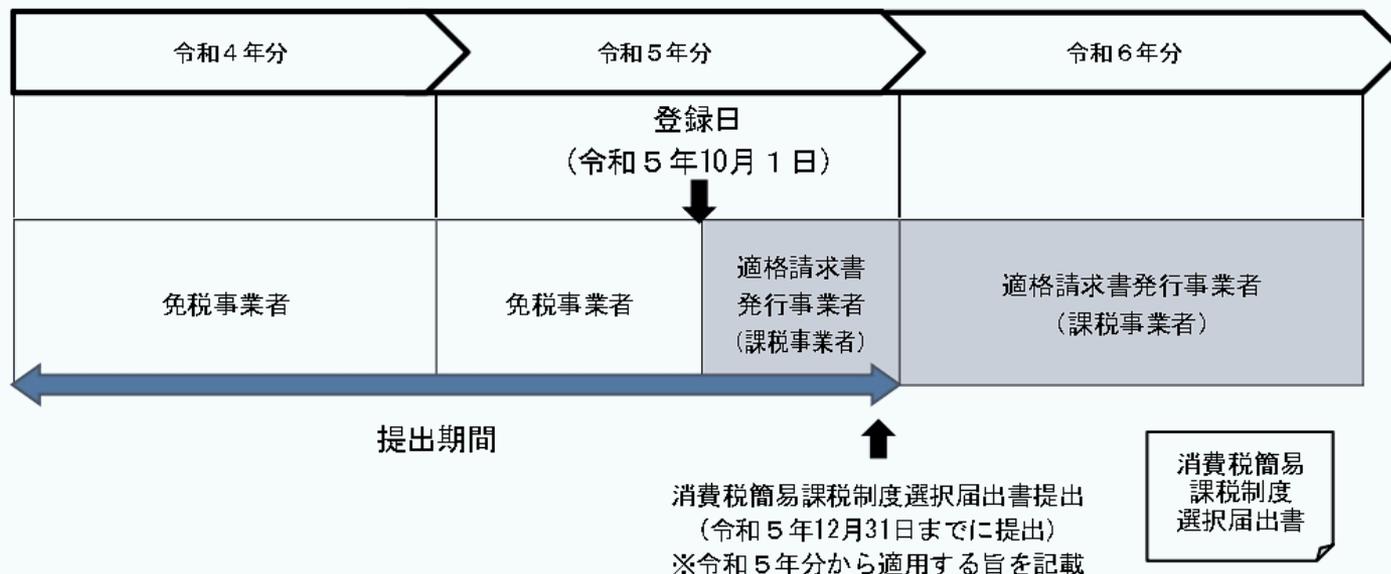
② 顧客が法人(課税事業者)メインの場合

- 法人(課税事業者)の相手の場合は、当該法人が簡易課税制度を取っていない限り、インボイスの交付を求められると考えられる

③ 顧客の割合が個人・法人同程度の場合

## 個人事業主：免税事業者 ⇒ 課税事業者 の例（簡易課税制度の選択）

(例) 免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受けた場合で、令和5年分の申告において簡易課税制度の適用を受けるとき



出典: 国税庁HP「お問合せの多いご質問(令和5年1月4日掲載)」



## 令和5年度税制改正大綱が決定・公表（与党：令和4年12月16日、政府：令和4年12月23日）

⇒ インボイス制度にかかる見直し（負担軽減措置等）が盛り込まれた。  
（当該事項を含む税制改正法案は、令和5年2月20日現在、国会で審議中）

### ◎ 新たに設けられる予定の負担軽減措置

#### ① 納税額の上限設定（2割特例）

対象者： インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった者

対象期間： 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間  
（例えば、個人事業者は、最大で令和5年分（10月～12月）の申告から令和8年分の申告までの4回分の申告において適用可能となる）

内容： 消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることができる  
（納付税額を売上に係る税額の20%とすることができる）

◎ 新たに設けられる予定の負担軽減措置（続）

② 少額取引の場合のインボイス不要化

対象者： 基準期間における課税売上高が1億円以下、または特定期間における課税売上高が**5,000万円**以下の事業者

対象期間： 令和5年10月1日から令和11年9月30日まで

内容： 国内で行う課税仕入れについて、支払対価の額が1万円（税込）未満であれば、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除を認める（インボイスの保存が不要となる）

③ 少額な値引き・返品等のインボイス不要化

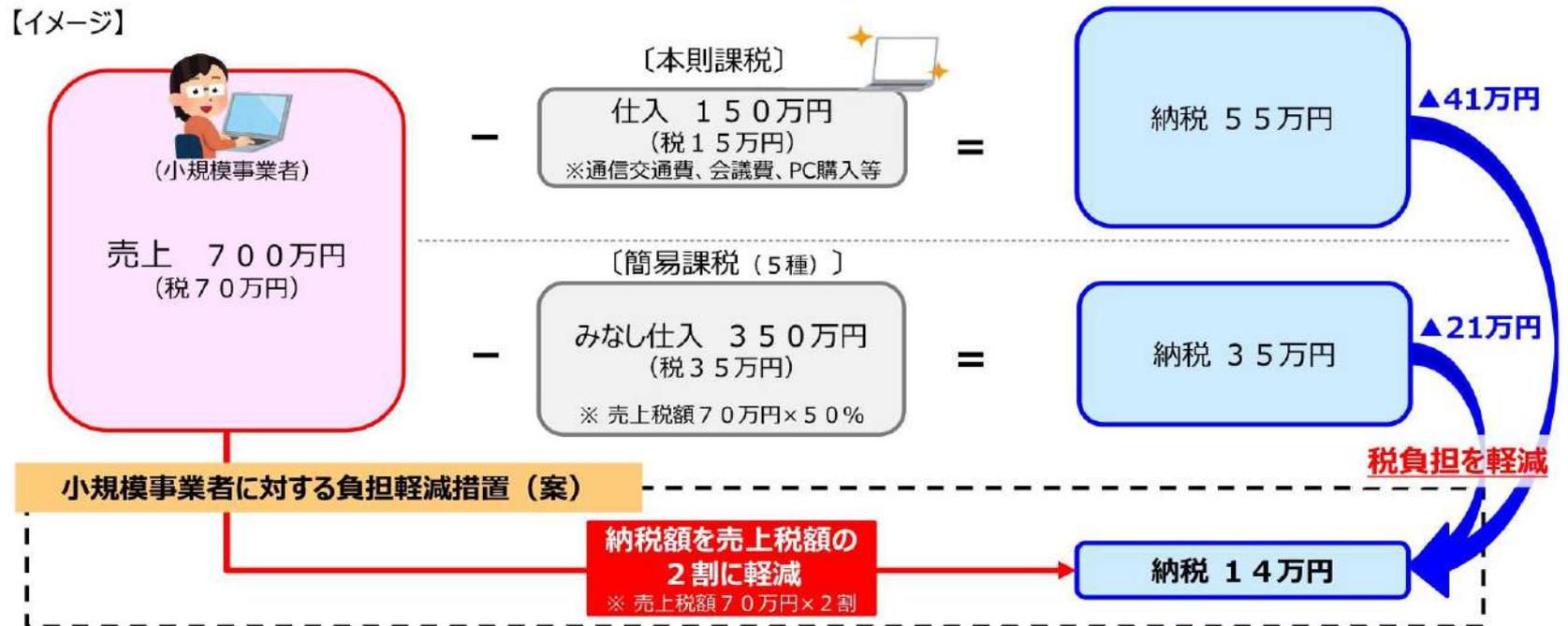
対象者： 全ての事業者

対象期間： 期間制限なし

内容： 売上げに係る対価の返還等に係る税込金額が1万円未満である場合は、インボイスの交付が不要（税込金額1万円未満の値引きや返品等については、特別の対応が不要に）（売手が負担する振込手数料相当額（売上値引処理等）も対象となる）

◎ 納税額の上限設定（2割特例）の具体例

【イメージ】



※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

出典：財務省「インボイス制度の改正案に関する資料」

請求書

記載事項⑥  
相手名称 → ○○不動産株式会社 御中

2023/11/2

記載事項①  
名称・番号 → 畳の○○○○  
T3939123456789

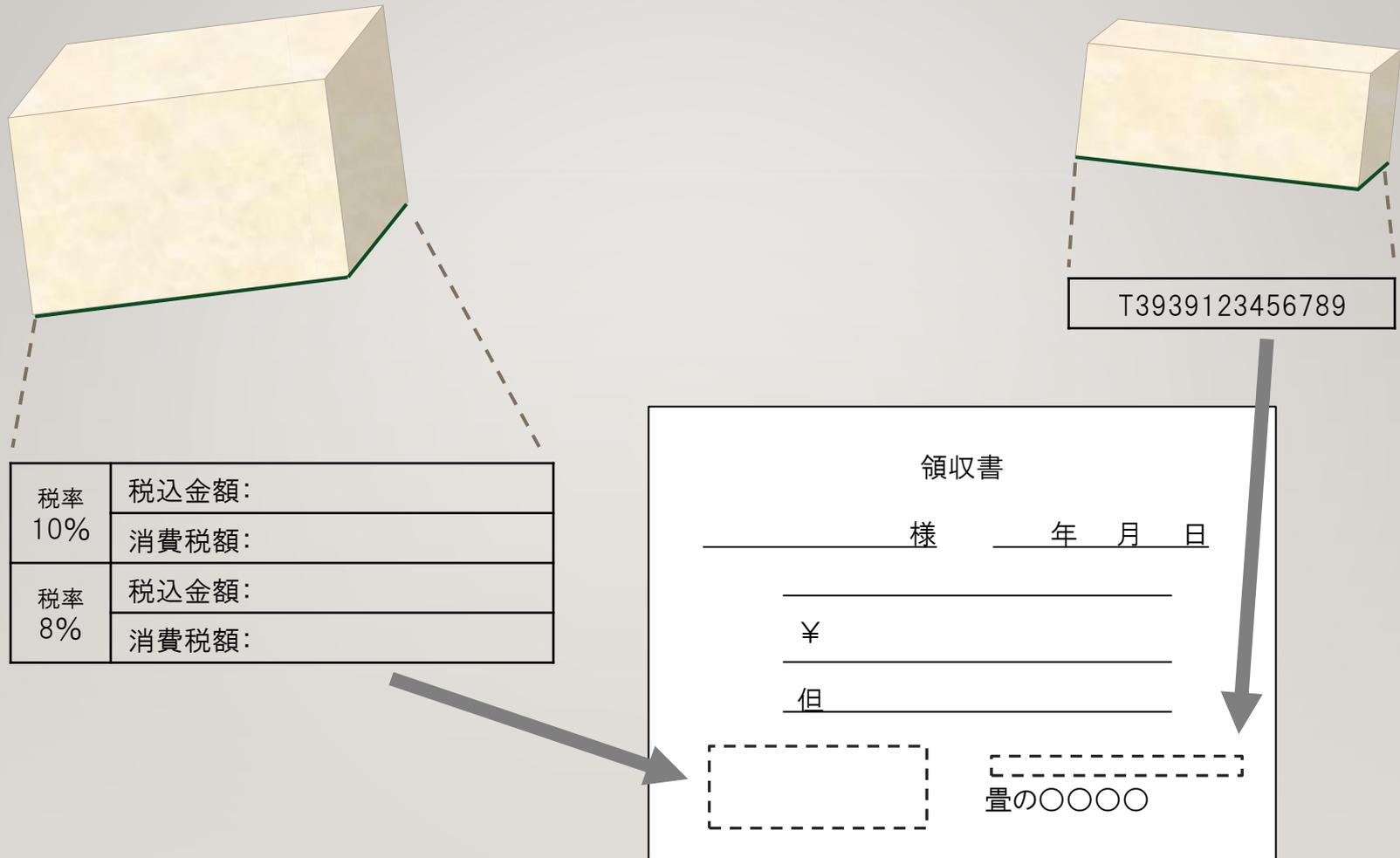
記載事項②  
取引年月日 →

日付	現場名	金額
10/10	××	110,000円
10/15	△△△	55,000円
10/15	○○○	11,000円
合計	176,000円 (うち消費税等 16,000円)	
10%対象	176,000円 (うち消費税等 16,000円)	

記載事項③  
取引内容等  
(軽減税率  
である旨) →

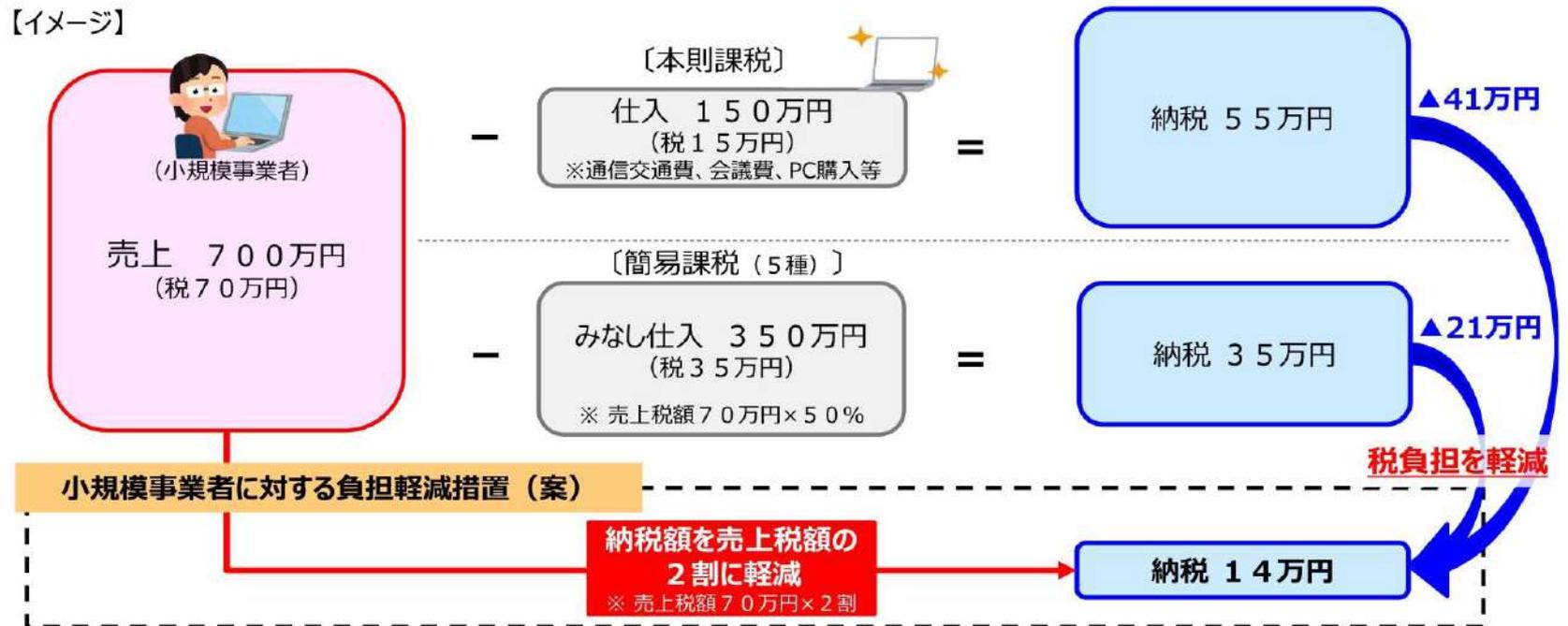
記載事項④  
税率毎金額  
及び税率 →

記載事項⑤  
税率毎税額 →



◎ 本則課税、簡易課税、2割特例の比較例

【イメージ】



※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

出典：財務省「インボイス制度の改正案に関する資料」

## ◎ 簡易課税制度における事業区分

事業の内容	事業区分	みなし仕入率
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業をいいます。	第1種 90%
小売業等	小売業（購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業）、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）をいいます。なお、製造小売業は第3種事業になります。	第2種 80%
製造業等	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気・ガス・熱供給・水道業をいいます。なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第4種事業になります。	第3種 70%
その他の事業	第1種事業から第3種事業、第5種事業、第6種事業のいずれにも該当しない事業をいいます。例えば、飲食サービス業などが該当します。また、事業者が業務用固定資産を売却する場合も第4種事業に該当します。	第4種 60%
サービス業等	金融業、保険業、運輸業、情報通信業、サービス業（飲食サービス業に該当する事業を除く）をいいます。	第5種 50%
不動産業	不動産業（第1種事業から第3種事業及び第5種事業に該当する事業を除く）をいいます。	第6種 40%

出典：財務省「インボイス制度の改正案に関する資料」



建物質貸借契約書

賃貸人 ○○(株) と賃借人 (株)△△ とは、次の通り  
建物質貸借契約を締結する。

. . .

第○条(賃料)

賃料は1ヶ月165,000円とし、(株)△△は○○(株)に  
対し、毎月月末までに、その翌月分を○○(株)の指  
定する口座に振り込んで支払う。

+

登録番号等通知書

(株)△△ 御中

建物質貸借契約と併せて本書の保管をお願いい  
たします。

. . .

登録番号 : T3810325096406

消費税率 : 10%

消費税額 : 15,000円

○○(株)

OK

領収書

2023/10/15  
佐久間商事(株) 様  
¥ 22,000- (10%)  
但 ご飲食代  
割烹△△  
有限会社○○  
T4567890123456

- 項目① 発行者・番号 ✓
- 項目② 取引年月日 ✓
- 項目③ 取引内容 ✓
- 項目④ 税率毎金額 ✓
- 項目⑤ 税率または税率毎税額 ✓
- 項目⑥ 相手方 ✓

不足事項あり

領収書

2023/10/15  
山田 太郎 様  
¥ 22,000- (10%)  
但 ご飲食代  
割烹△△  
有限会社○○  
T4567890123456

- 項目① 発行者・番号 ✓
- 項目② 取引年月日 ✓
- 項目③ 取引内容 ✓
- 項目④ 税率毎金額 ✓
- 項目⑤ 税率または税率毎税額 ✓
- 項目⑥ 相手方 ×

別途要作成

立替経費精算書

佐久間商事(株) 様  
××ファーム ■■社長と  
接待飲食代 ¥22,000-  
営業部 山田 太郎

補完

- ① 3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客運送
- ② 3万円未満の自動販売機および自動サービス機による販売等(飲料自販機、ATM、コインランドリ、…)
- ③ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る)
- ④ 出荷者が卸売市場で行う生鮮食品の販売(出荷者から委託を受けた受託者が卸売業務として行うものに限る)
- ⑤ 生産者が農協・漁協・生産組合等に委託して行う農林水産物の販売(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る)
- ⑥ 入場券等(簡易適格請求書)が使用の際に回収される取引
- ⑦ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源・再生部品(購入者の棚卸資産に限る)の購入
- ⑧ 適格請求書発行事業者でない者からの古物業者の古物(古物業者の棚卸資産に限る)の購入
- ⑨ 適格請求書発行事業者でない者からの質屋の質物(質屋の棚卸資産に限る)の購入
- ⑩ 適格請求書発行事業者でない者からの宅建業者の建物(宅建業者の棚卸資産に限る)の購入
- ⑪ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(通勤手当、日当、出張旅費・宿泊費)

## 旅費交通費

2023/4/1～2024/3/31

日付	摘要	相手科目	税区分	借方	貸方	残高
前頁繰越						1,123,550
11/25	従業員通勤手当	諸口	課仕 10	122,300		1,245,850
11/26	11/24～25出張旅費/当社旅費規定○条に基づく旅費および日当/(従業員旅費日当特例)	現金	課仕 10	4,545		1,250,395
11/26	11/24～25出張 四日市～名古屋往復電車代/近畿日本鉄道 大阪市天王寺区上本町6-1-55/(3万未満公共交通特例)	現金	課仕 10	1,164		1,251,559
11/26	…					

### 旅費交通費

2023/4/1～2024/3/31

日付	摘要	相手科目	税区分	借方	貸方	残高
前頁繰越						1,123,550
11/25	従業員通勤手当	諸口	課仕 10	122,300		1,245,850
11/26	11/24～25出張旅費等/精算書No424のとおり(★▲)	現金	課仕 10			

#### 旅費精算書 (No424)

日時 2023/11/24～25  
 出張先、目的  
 サクマホールディングス名古屋 営業研修出席  
 支払先、支出内容

- ・ 当社旅費規定〇条に基づく旅費・日当  
 5,000円(内税10%455円)  
 (特例★従業員出張旅費等)
- ・ 往復電車代/近畿日本鉄道 大阪市天王寺区  
 上本町6-1-55 1,280円(内税10%116円)  
 (特例▲3万未満公共交通)

....

申請者 営業部 山田 太郎

① 取引価格の一方的な引き下げ

- ◎ 仕入税額控除が制限される分について、免税事業者の仕入や諸経費に係る消費税の負担も考慮したうえで、双方納得のうえで取引価格を設定することは問題ない。
- × 請求額に係る消費税相当分の支払いを拒否することは当然問題となる。  
また、交渉をするにあたり、仕入側の事業者(買手)の都合のみで著しく低い価格を設定することは、「優越的地位の濫用」にあたり、問題となるおそれがある。

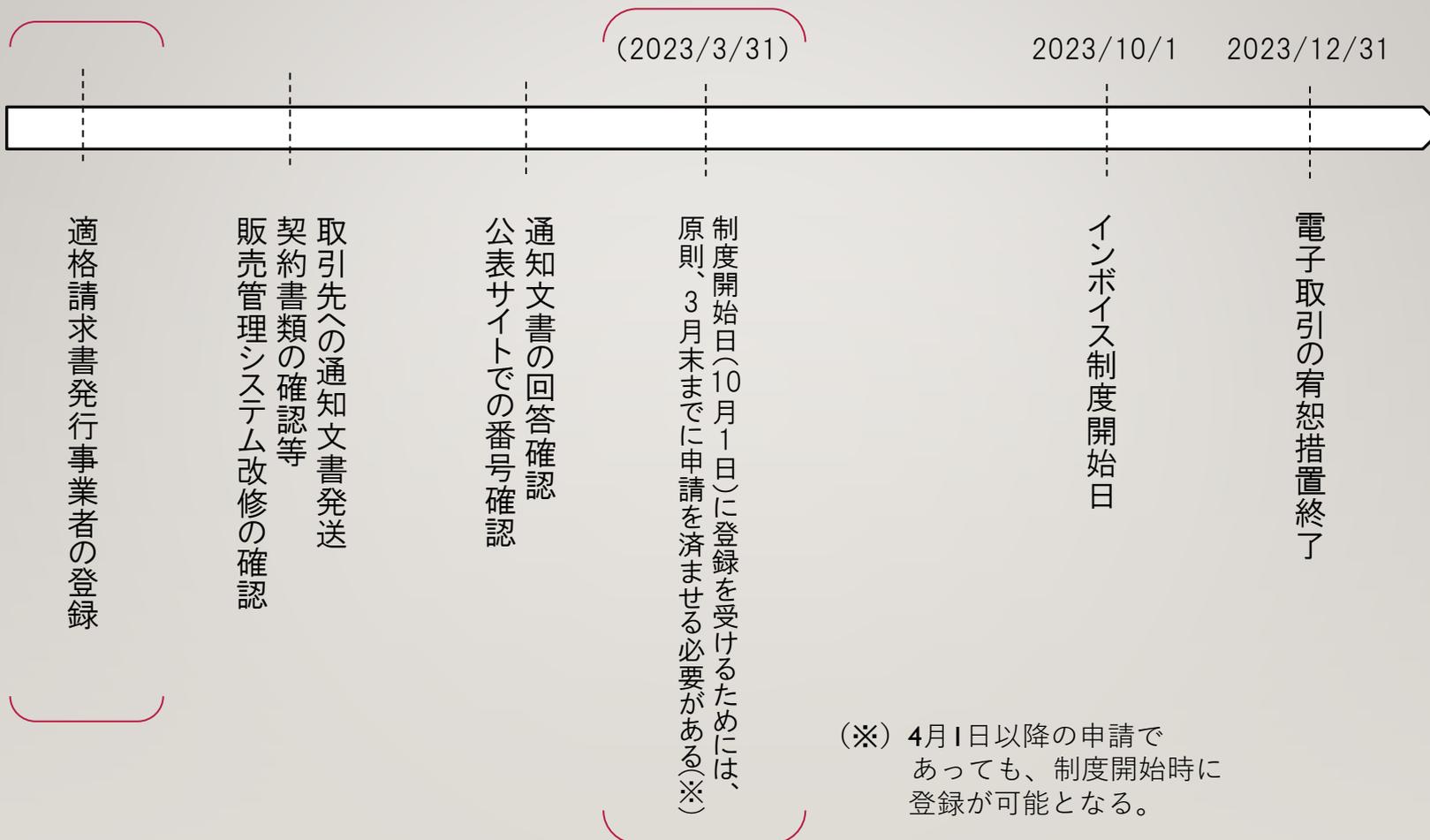
② 不当な取引停止

- ◎ 事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由である。
- × インボイス制度を契機として、著しく低い取引価格を設定し、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、問題となるおそれがある。

③ 課税事業者になるよう強制すること

- ◎ 課税事業者になるよう単に要請することは違法ではない。
- × 課税事業者にならなければ取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告することは、問題となるおそれがある。  
また、要請によって課税事業者になった場合に、協議をせずに価格を据え置くなり、一方的に消費税の負担を負わせることになるので、「買ったたき」として問題となるおそれがある。

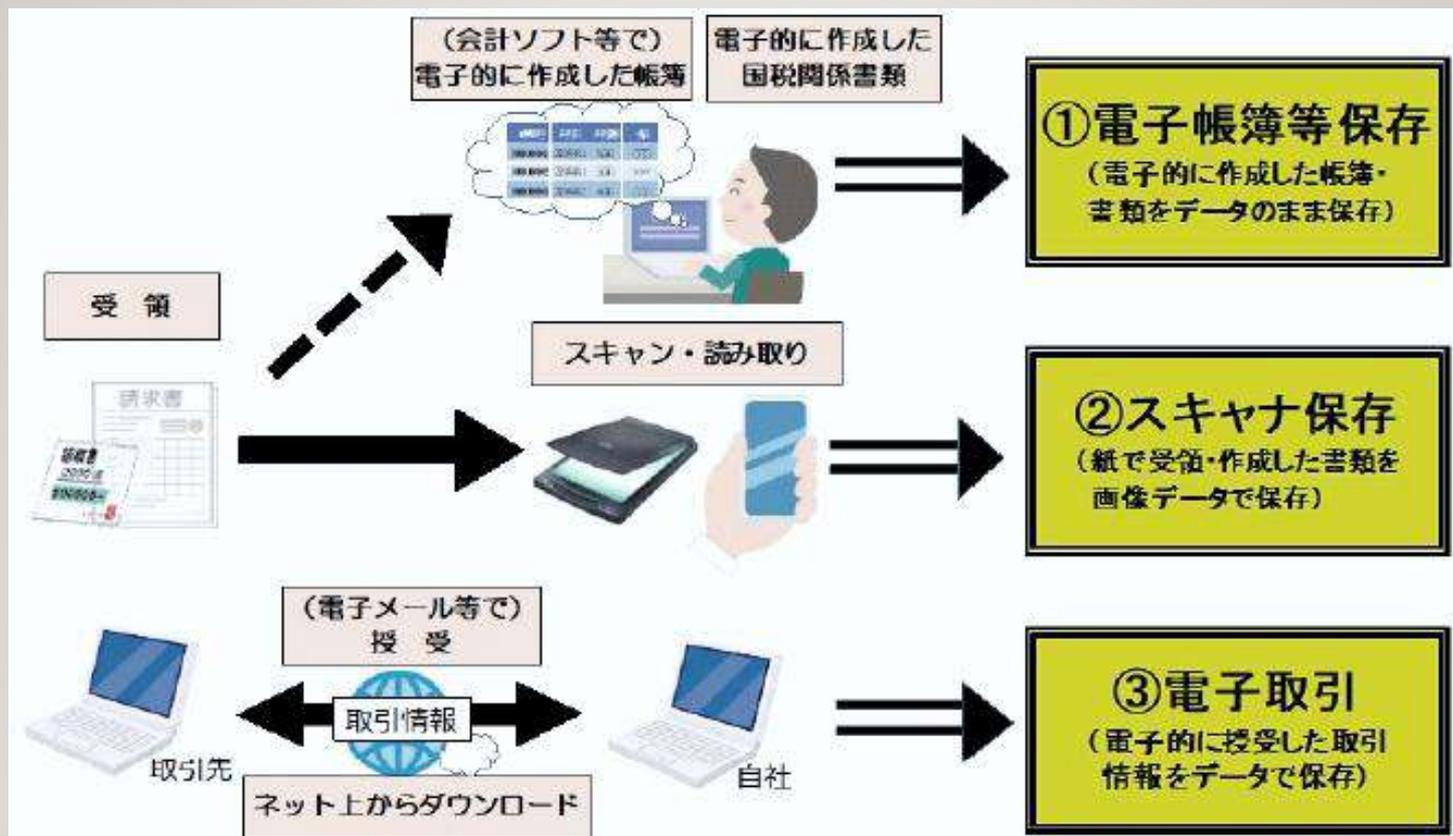
インボイス発行事業者となる場合



## 電子帳簿保存法(電帳法)とは

- ＞ 国税関係の「帳簿」や「書類」を電磁的記録(電子データ)により保存するための要件や電子取引に係る保存義務などを定めた法律
  - ・ 国税関係帳簿
    - … 仕訳帳・総勘定元帳 など
  - ・ 国税関係書類
    - … 決算関係書類 (貸借対照表、損益計算書、棚卸表 など)
    - 取引関係書類 (見積書、請求書、領収書 など)
  - ・ 電子取引とは
    - … 取引情報(取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項)の授受を電磁的方式により行う取引

電子帳簿保存法上の区分(イメージ)



出典: 国税庁パンフレット「電子帳簿保存法が改正されました」(R3.12改正)

## 電子取引に係るデータの保存義務

- ＞ 法人税・申告所得税に関して、帳簿書類の保存義務がある全ての者が対象。
- ＞ 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要。

(※) 受け取った場合だけでなく、送付した場合についても対象。

(※) 例えば、従業員が会社のために立替払いを行い電子データを受領した場合も保存義務の対象となる。

- ＞ ただし、要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難な事情等がある場合、令和5年12月31日までにを行う電子取引については、「宥恕措置」により、紙ベースでの保存で差し支えないとされている。

⇒ 令和5年12月31日をもって「宥恕措置」が終了し、令和6年1月1日からは、原則通り、電子取引データを電子的に保存しなければならなくなる。

⇒ この点、令和5年度税制改正大綱により、電子取引データを保存要件に従って保存することができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対して新たな「猶予措置」が設けられる予定（このほか、検索機能の確保の要件について緩和措置が設けられる見込み）。

---

(参考) 電子取引の具体例

- ＞ 電子メールで請求書や領収書等のデータ(PDFなど)を受領
- ＞ インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ(PDFなど)またはホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用
- ＞ 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
- ＞ クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードの支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- ＞ 特定の取引に係るEDIシステムを利用
- ＞ ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
- ＞ 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

## ○ 個人事業者の青色申告特別控除の要件

令和2年分以後の所得税について、青色申告特別控除の適用要件が改正され、65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、これまでの要件に加え、**e-Taxによる申告（電子申告）**又は**電子帳簿保存**を行うことが必要になりました。

適用要件 青色申告 特別控除額	複式簿記(正規の 簿記の原則で記帳) 	貸借対照表と 損益計算書を添付 	期限内に申告(注1) 	e-Taxで申告 又は電子帳簿保存 
<b>65</b> 万円	○	○	○	○
<b>55</b> 万円	○	○	○	—
<b>10</b> 万円	(簡易な記帳)	— (注2)	—	—

注1 還付申告の場合も翌年3月15日までに提出が必要です。

注2 損益計算書の提出は必要です。

出典：国税庁リーフレット「e-Tax又は電子帳簿保存を行うと65万円の青色申告特別控除が受けられます」

---

ご清聴ありがとうございました